

平成24年(行ウ)第117号 発電所運転停止命令義務付請求事件

原告 134名

被告 国

証 拠 説 明 書

2012年12月25日

大阪地方裁判所 第2民事部 合議2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

復代理人

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲26	拡散シミュレーションの試算結果(総点検版)	写	H24.12.	原子力規制庁	各原発で福島第一～3号機並の事故が発生した場合の放射能拡散とそれによる住民被ばく線量のシミュレーション。最初、2012年10月24日の原子力規制委員会に出され、その後ミスが修正されて、最終的に12月13日の規制委員会です承されたもの。7日間で100mSv被ばくする最大距離の97%値によって避難計画を立てるための資料。
甲27	ICRP Publication 60 国際放射線防護委員会の1990年勧告	写	1991.11.25	日本アイソトープ協会	ICRPによる公衆の被ばく線量限度が年1mSvであること。56頁の表6に記述されている。
甲28-1 甲28-2	原告被ばく線量図(97%値) 原告被ばく線量図(100%値)		2012.12.24	美浜の会	大飯原発で事故が発生したときの規制庁の試算に従って、各原告がどれだけ被ばくするかを示す図。規制庁試算の97%値と100%値の場合をそれぞれ示している。
甲29	放射性物質の拡散シミュレーションの試算結果について	写	H24.10	原子力規制庁	2012年10月24日の原子力規制委員会に提出された原子力規制庁による試算方式の説明資料。4頁に97%値の説明が、気象指針からの引用によってなされている。
甲30	大飯原発事故のとき - 原子力規制庁試算に基づく放射能拡散(訂正版)	写	2012.12.23	美浜の会	規制庁の試算に関して、方位内平均の意味が2頁で説明され、100%値をとった場合の意味と結果が5頁から記述されている。
甲31-1	ウクライナでの事故への法的取り組み 出典「チェルノブイリ事故による放射能災害 国際共同研究報告書」今中哲二編 47～59頁	写	1998.10.20	編者 今中哲二	チェルノブイリ事故後、ウクライナの法律によって制定された移住義務ゾーン及び移住権利ゾーンが、それぞれ5mSv以上及び1mSv以上であることが48頁表1に記載。
甲31-2	A 放射能汚染と健康影響に関するその他のデータ。 出典「チェルノブイリ事故による放射能災害 国際共同研究報告書」今中哲二編 付章 データと資料	写	1998.10.20	編者 今中哲二	事故により放出された放射能は非常な遠隔地にもホットスポットと呼ばれる高い汚染地域を生み出す例。チェルノブイリ事故では200km以上離れた地域でも15Ci/平方km以上(555kBq/平方m以上)もの土地汚染をもたらしている(352頁図2)。

甲32	今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方について	写	H23.7.19	原子力安全委員会	年20mSvを避難レベルとした安全委の考え。2頁で「ICRPの2007年基本勧告において緊急時被ばく状況に適用することとされている参考レベルのバンド20～100mSv(急性若しくは年間)の下限である20mSv/年を適用することが適切であると判断した」と記述。
-----	------------------------------------	---	----------	----------	---